

平成29年3月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成29年3月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成29年3月7日(火)午後3時開議
- 2 場 所 市川市南八幡仮設庁舎会議室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第38号 学校運営協議会を置く学校の指定について
議案第39号 市川市特別支援教育推進計画(第2期)の策定について
議案第40号 教育長の兼業について
 - 5 報告第23号 市川市長の権限に属する事務の委任の協議に関する臨時代理の報告について
 - 6 その他
 - 7 閉 会

4 本日の会議に付した事件

- 1 議案第38号 学校運営協議会を置く学校の指定について
議案第39号 市川市特別支援教育推進計画(第2期)の策定について
議案第40号 教育長の兼業について
- 2 報告第23号 市川市長の権限に属する事務の委任の協議に関する臨時代理の報告について
- 3 その他
 - (1) 宇宙交信関連事業について
 - (2) 平成28年度(第38回)市川市児童・生徒学習賞表彰式について
 - (3) 「～心をつなぐ～いちかわ子ども宣言」について
 - (4) 平成28年度教育実践記録論文について(報告)
 - (5) 避難生徒へのいじめについて

5 出席者

教育長	田中 庸惠
委員	五十嵐 芙美子
委員	小林 正貫
委員	平田 信江

委員 平田 史郎

6 出席職員、職・氏名

教育次長	松下	大海
教育政策室長	永田	治
生涯学習部長	千葉	貴一
生涯学習部次長	松本	雅貴
学校教育部長	永田	博彦
学校教育部次長	井上	栄
教育政策課長	牛尾	進一
教育総務課長	板垣	道佳
就学支援課長	木村	泰子
教育施設課長	戸佐	薫
青少年育成課長	野村	良二
社会教育課長	川野	修一
中央図書館長	大里	宗行
考古博物館長	須藤	治
義務教育課長	小倉	貴志
学校安全安心対策担当室長	蜂須賀	久幸
指導課長	黒木	政継
保健体育課長	佐藤	伸雄
教育センター所長	新田	司

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	室岡	稔
”	副主幹	高井	裕美子
”	副主幹	岡田	靖弘
”	主 任	大島	裕美
”	主任主事	加澤	俊

○教育長

ただいまから、平成29年3月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、追加議案を含め議案3件、報告1件、その他5件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。それでは、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、平田信江委員、平田史郎委員を指名いたします。続いて、議事進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、五十嵐委員を指名いたします。五十嵐委員、よろしく願いいたします。

○五十嵐委員

それでは、早速「議案」に入ります。議案第38号「学校運営協議会を置く学校の指定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○教育政策課長

はい、教育政策課長でございます。それでは、議案第38号「学校運営協議会を置く学校の指定について」ご説明させていただきます。議事日程の1ページ及び参考に別冊をご覧ください。本市では今年度より、市川市立塩浜学園を学校運営協議会を置く学校に指定し、コミュニティ・スクールに係る研究を進めておりますが、平成29年度は、小学校12校、中学校5校を研究指定校として、学校運営協議会を置く学校に指定したいと考えております。議事日程の2ページをご覧ください。学校運営協議会を置く、学校の一覧でございます。小学校12校、中学校5校でございます。これらの学校は、「市川市学校運営協議会の設置等に関する規則」第3条「学校運営協議会の指定」の規定の中にある「学校と地域住民及び保護者との信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善又は生徒等の健全育成に取り組むことのできる。」状況にあると認められます。このため、「学校と家庭・地域が協働して学校づくりを進める」学校運営体制が整い、安定して学校運営を進められると考えられます。各学校長からは、学校と地域がパートナーとして連携・協働し、学校と地域の双方向の関係づくりの推進に有効であり、さらには、地域住民及び保護者の方も、学校運営協議会の設置が適切であると考えているとのご意見をいただいております。以上のことから、コミュニティ・スクールの推進を図るため、市川小学校以下17校に、学校運営協議会の設置が適当であると考えております。なお、今後の予定としましては、本案につきましてご承認をいただきましたら、学校運営協議会委員候補者の選定に移ります。各学校からの推薦に基づき、平成29年4月の

定例教育委員会で、委員候補者の提案をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。以上、「学校運営協議会を置く学校の指定について」ご説明をさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、何か質疑はございませんか。これは、わざわざセットでやったのでしょうか。例えば、第一中ブロックの市川小学校、国府台小学校とが全てそうなののでしょうか。全部ブロックごとの学校がセットになっているということでしょうか。

○教育政策課長

今後の連携等を考えますと、ひとつの中学校ブロックの中で、小学校も入れて、中学校も入れてという形の方が今後の連携を考えると良いだろうということで、ブロックごとに今回やらせていただいております。

○五十嵐委員

委員の候補者を選ぶ際に、地域の方が重なるということはないでしょうか。

○教育政策課長

地域の方で推薦をいただくのですけれども、その中で、重ならないような形で、地域の連携の協力団体をされている方もいらっしゃいますので、その中から選んでいただければ良いかなと思っております。

○五十嵐委員

基本は重ならないのですね。

○教育政策課長

そうですね。恐らく、年間5・6回の開催かと思えますけれども、色々と兼ねるよりも、そちらの学校で専任した方がよろしいかなと思えます。

○五十嵐委員

塩浜学園の運営協議会はどうでしょうか。いち早く塩浜学園は始めていましたけれども。

○教育政策課長

私も見させていただいておりますが、非常に活発です。その前から、小中一貫校をやるということで、協議会は出来ていたのですけれども、法的に学校運営協議会ということで、地域が学校を盛り立てていくということが法的に担保され、委員の方もおっしゃっていますが、運営協議会になって非常に良かったというお話を伺っております。

○五十嵐委員

ありがとうございました。よろしいでしょうか。それでは、他に質疑がないようですので、議案第38号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。よろしくお願いいたします。続きまして、議案第39号「市川市特別支援教育推進計画（第2期）の策定について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

○指導課長

はい、指導課長でございます。議案第39号「市川市特別支援教育推進計画（第2期）の策定について」ご説明させていただきます。別冊2の資料をご覧ください。1月、2月の勉強会で、皆様からいただきましたご意見を生かし、本日の資料として整えることができました。大変ご協力いただきありがとうございました。全体像でございますが、2ページから3ページまでは、「Ⅰ 市川市特別支援教育推進計画（第2期）の策定について」ということで作成いたしました。4ページから5ページは、全体像、6ページから13ページまでは、「Ⅱ 第1期計画の取組と課題」について、14ページから22ページまでは「Ⅲ 第2期計画の具体的な取組」といった構成とさせていただきました。勉強会でご指摘いただきました、市川市教育委員会として、一番大切に考えていることがこの基本理念に集約されていることから、表紙に載せることにいたしました。また、本文の中で使われる表現・用語が、若い先生方や一般の方々に分かり辛いというご指摘がございましたので、後半部分に資料のページとして、用語説明を詳しく載せることにいたしました。これらの点を改善し、本日の提案資料といたしました。子どもたちのために、より良い取り組みを進めていきたいと考えております。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。何かご質問ございますでしょうか。はい、平田委員。

○平田信江委員

市川スマイルプランについては、前から資料を見させていただいて承知しているのですが、用語説明で、資料6ページの上の段の、※印47、48のライフサポートファイル、移行支援計画、こちらとの違いを教えてください。

○指導課長

市川スマイルプランは、教育委員会で作成したものでございます。ライフサポートファイルは、発達支援課が作成しております。これは、幼少期から大人になるまでの支援計画ということで作成されております。市川スマイルプランと併用して使えるような形で作成されております。ゆくゆくは、ライフサポートファイルに繋がるようになると考えております。

○平田信江委員

内容的には同じ様なもので、管轄が違うということですね。

○指導課長

はい、そうでございます。

○平田信江委員

管轄の違うところで、同じような資料が作られているということですね。

○指導課長

はい、そうでございます。ライフサポートファイルの中に、市川スマイルプランもとじこむことができるようになっております。

○平田信江委員

ゆくゆくは一緒になって、子どもの成長段階に合わせて繋がっていく、申し送りされていくということですね。分かりました。この移行支援計画は、こちらは支援する側の計画書でしょうか。

○指導課長

スマイルプランと同様であると考えております。ライフサポートファイルにはさみこみ、就労先に提出することができるようになっております。子どもたちの状況が記載してあり、支援の手立てになるものです。

○平田信江委員

ありがとうございました。

○五十嵐委員

その他ございますでしょうか。事実のことなのですけれども、前回も言おうと思っていたのですが、11ページの(4)のところで、「知的に遅れのない児童でも、情緒的な安定を求めて小集団である知的障害の特別支援学級に入級するケースもある。」とありますが、どこにどういう形で入級するのでしょうか。今までのことなので、この様なこともあったのだらうと思いますが、誤解されるといけないですよ。これは、良かれと思って入れたけれども、多忙だから入れさせられたなどと、そんな風にも取られかねないので、何かもし質問された時には、本来は知的障害ではないので、入れないですよ。入れる事自体がおかしくはないかと思ったもので。誤解されるかなと思いました。

○指導課長

ありがとうございます。

○五十嵐委員

何回か勉強会を重ねているので、理想が現実になるのには年数がかかると思いますが、よろしく願いいたします。それでは、他に質疑がないようですので、議案第39号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうございました。次に、議案第40号「教育長の兼業について」を議題といたします。議案第40号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定に基づき、田中教育長には一旦ご退席をお願いしたいと思います。これにて、暫時休憩といたします。

【暫時休憩 教育長退席】

○五十嵐委員

それでは、議案第40号の提案理由の説明をお願いいたします。

○教育総務長

はい、教育総務課長です。議案第40号「教育長の兼業について」ご説明いたします。追加議案の1ページをご覧ください。このたび、千葉大学教育学部長から、本市教育委員会田中教育長を同大学教育学部非常勤講師に委嘱したい旨の依頼がございました。委嘱期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日で、手当額は1時間8,460円でございます。委嘱につきましては、平成28年4月からの継続でございます。担当科目及び勤務態様といたしましては、「学校制度評価論」について集中講義を4日間、年間総時間数は32時間でございます。また、「ミドルリーダー養成特別演習」について、土曜日に7日間、年間総時間数は28時間でございます。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項に基づき、教育長の兼業につきましては、教育委員会の許可が必要であることから、ご提案をするものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議の程、お願いいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。それでは、何かご質問ございますでしょうか。他に質疑がないようですので、議案第40号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○五十嵐委員

ありがとうございました。全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。それでは、田中教育長に入室していただきます。

【教育長 再入室】

○五十嵐委員

ただいま審議が終わり、「教育長の兼業について」可決いたしました。それでは次に、「報告」に入ります。報告第23号「市川市長の権限に属する事務の委任の協議に関する臨時代理の報告について」の説明をお願いいたします。

○教育総務課長

はい、教育総務課長です。報告第23号「市川市長の権限に属する事務の委

任の協議に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。追加議案の6ページをご覧ください。平成29年2月23日に市長から、地方自治法第180条の2の規定に基づき、市長の権限に属する事務の委任につきまして、協議の申し入れがございました。本件は、教育委員会事務局及び教育機関の職員の児童手当の認定及び支給事務を教育委員会に委任するもので、事務の効率化の観点から教育委員会において処理することが適当であるため、申し入れを承諾するものでございます。平成29年3月2日に4ページの文書をもちまして、本件協議の申し入れを承諾し、同日に5ページのとおり、「市川市長の事務の委任に関する合意書」を市長と締結させていただいたところでございます。なお、ただいまご説明しました協議の結果に基づき、今後、市長部局において「市川市教育委員会に対する委任に関する規則」の一部改正が行われます。このたび、児童手当の支給等に関し情報照会を行う「情報提供ネットワークシステム」の利用開始に伴い、早急に受任根拠を明確にする必要がありましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がございませんでしたので、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、教育長が臨時に代理をさせていただき、同条第2項の規定に基づきまして、本日はご報告をさせていただくものでございます。以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。それでは、何かご質問ございますでしょうか。他に質疑がないようですので、報告第23号を終了いたします。次に、「その他」に入ります。「(1)宇宙交信関連事業について」説明をお願いいたします。

○青少年育成課長

はい、青少年育成課長です。宇宙交信関連事業についてご説明いたします。平成29年秋からの半年間、稲荷木小学校卒業生の金井宣茂氏が宇宙飛行士として国際宇宙ステーションに滞在することになりました。これに合わせて、宇宙にちなんだイベントを実施するものです。資料はございません。本市が実施する予定のイベントは、全体として、「リアルタイム交信イベント」及び「関連イベント」の2つの柱で構成しております。「リアルタイム交信イベント」につきましては、本市の子ども達と、国際宇宙ステーションに滞在している金井宇宙飛行士とが、直接、リアルタイムで交信する場を設けるもので、こちらは企画部が主体となって実施する予定であります。「関連イベント」は、このリアルタイム交信イベントの実施に伴い、実施するもので、教育委員会では、複数の「関連イベント」を実施する予定であります。主なものを申し上げますと、現代産業科学館で開催する「市川市児童生徒科学展」に、今年限りの「宇宙部門」を設け、優秀な作品に「宇宙賞」を与え、表彰を行います。また、宇宙を身近に感じ、興味・関心を高めるきっかけとなるよう、宇宙に関連する方をお招きし、「宇宙講演会」を市川市文化会館において実施いたします。その他にも、9月12日「宇宙の日」に宇宙を意識した献立の「宇

宙給食」の提供や、「一般社団法人日本宇宙フォーラム」が実施している作文
絵画コンテストへの応募、宇宙、星空などを詠み込んだ「宇宙・星空、俳句・
短歌・詩コンテスト」の実施、宇宙をテーマにした「プラネタリウムコンサ
ート」、宇宙関係の図書をまとめた特設コーナーを設置する「宇宙図書フェア」
等の関連イベントを実施する予定であります。これらのイベントを通じ、児
童生徒を対象とした宇宙に思いを巡らす学びの場を設けるとともに、子ども
たちを含め多くの市民が宇宙を身近に感じ、興味、関心を高めるきっかけと
なるよう各種イベントを実施するものであります。説明は以上になります。
なお、質疑については各担当課長が答弁いたします。よろしく願いいたし
ます。

○五十嵐委員

この説明は、今回限りで終わりでしょうか。資料が何もないので、質問を
各担当課長といってもよく分からないですよね。次回説明するか、ある程度
具体的になったら説明するか、対応をお願いいたします。

○青少年育成課長

次回、資料を用意させていただきます。

○五十嵐委員

そうですね。次回、楽しみにしております。次に「(2)平成28年度(第38
回)市川市児童・生徒学習賞表彰式について」説明をお願いいたします。

○指導課長

はい、指導課長でございます。議事日程の4ページをご覧ください。平成
28年度(第38回)市川市児童・生徒学習賞表彰についてご説明させてい
ただきます。この賞は、市内国公立の小・中・義務教育・特別支援学校及び、
私立の小・中学校に在籍している児童・生徒が表彰対象となっており、学習
及び文化・スポーツ活動を学習賞として表彰をすることで、受賞者等の意識
の高揚が図られるものでございます。今年度の表彰件数は個人表彰が40件、
団体表彰が19件の、合わせて59件の予定でございます。表彰式は、3月
23日(木)昭和学院伊藤記念ホールにおきまして、15時より開催の予定
でございます。会場につきましては、昨年度会場のメディアパーク市川2階、
グリーンスタジオが使用できないことから、昭和学院様にお問い合わせしたと
ころ、快く引き受けてくださったことから、本年度は変更したものでござい
ます。以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。何か質疑はございますでしょうか。続きまして、
「(3)「～心をつなぐ～いちかわ子ども宣言」について」説明をお願いいたし
ます。

○指導課長

はい、指導課長です。その他(3)、「心をつなぐ、いちかわ子ども宣言」

についてご説明させていただきます。別紙資料をご覧ください。資料の中には白黒で記載してございますが、別紙にカラーで印刷したものををご用意いたしましたので、ご覧ください。本市の道徳教育について、昨年10月の第2回市川市総合教育会議でもご協議いただいたところですが、このほど市内共通の規範意識の向上を目的とした指針を策定いたしましたのでご報告いたします。名称を「いちかわ子ども宣言」といたしました。策定にあたっては、児童生徒、教職員から集まった「人として身に付けたいこと」8564点を教育委員会でいったん絞り、再度各学校に選定を依頼しました。学校への選定依頼と並行して教育長、教育次長をはじめとする教育委員会内でも意見を集約し、結果を取りまとめました。応募及び絞込みでは、「いじめをしない」等のいじめを否定する言葉が多く集まりましたが、検討の末、相手を思いやる、自他の命を大切にすることなどの望ましい行動を示すことで、いじめのない社会を作っていくことの思いを持って策定いたしました。先日、学校を通じて全児童生徒向け、お礼状を含めまして、白黒ではございますが、全家庭に送付いたしました。今後は、各学校や公立幼稚園に掲示用のカラー版を配付し、あわせて、公民館や図書館などの公共施設に掲示依頼をし、「いちかわ子ども宣言」を市内共通の指針として、家庭、学校、地域が連携して心の教育の充実を図りたいと考えております。以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。何か質疑はございますでしょうか。これは、児童生徒の中に幼児、幼稚園は入らないのでしょうか。

○指導課長

幼稚園はまだ字が書けないということもありましたので、希望はとっておりません。小学校に入学した時に、1年生には必ず配付するような形で考えております。以前、総合教育会議の中でご提案させていただきましたが、ファイルを作成し1年生から配付できればと考えております。以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。その他ございますでしょうか。はい、平田委員。

○平田信江委員

各学校でどの様に活用するかは、学校に任せているのでしょうか。

○指導課長

趣旨等を記載したものを学校配付し、活用していただくようにいたしました。また保護者へのお礼状の中にも、作成の趣旨を記載し、ご家庭でも子どもたちと話し合う機会を持つようお願いしたところです。

○平田信江委員

学校でこれを活用して何かをするというよりは、各家庭で活用していただきたいということでしょうか。

○指導課長

もちろん学校でも道德の授業等においても活用できるものと思いますが、学校、家庭、地域、色々な場面で使っていただければと思います。

○五十嵐委員

ありがとうございました。それでは、「(4)平成28年度教育実践記録論文について(報告)」の説明をお願いいたします。

○教育センター所長

はい、教育センター所長でございます。議事日程9ページ、その他(4)教育センターをご覧ください。平成28年度も「教育実践記録論文募集事業」を実施いたしましたところ、一般部門に17編、経験5年以下のフレッシュ部門に11編、合計28編の応募がございました。東京学芸大学名誉教授大熊徹様、教育委員の五十嵐 美美子様をはじめとする審査員の方々に厳正にご審議いただいた結果、一覧のとおり審査結果となりました。また、2月3日には、生涯学習センター3階研修室において表彰式及び優秀な論文の発表会を実施いたしましたことから、報告するものでございます。昨年同様、各論文を教職員向けデータベースに掲載し、活用を推進してまいります。以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。それでは、何かご質問ございますでしょうか。次に「(5)避難生徒へのいじめについて」の説明をお願いいたします。

○指導課長

はい、指導課長です。その他(5)、7ページをご覧ください。「避難生徒へのいじめについて」ご説明いたします。現在会期中の市議会代表質問の通告に、「福島県からの避難者が、本市の中学校で「放射能」などと言われるいじめがあり、保健室通学を続けながらも、卒業したが、高校入学はできなかった。」との内容があり、教育委員会指導課にて各校に調査した結果、該当の事案が判明いたしました。その経緯を含めまして、報告いたします。なお、本件につきましては、個人情報を含み教育的な配慮も要することから、報告は必要最小限とし、また数年前の出来事のため現在残っている記録と関係者からの聴き取りの結果となりますのでご承知おきください。確認した内容でございますが、数年前、福島県からの避難生徒が市内中学校に転入し、学校は事前に、全職員で事情や具体的な留意事項を共通理解し対応しておりました。当該生徒が学校生活にも慣れてきた頃、他のクラスの生徒との口論の際、当該生徒に対し、相手の生徒が「放射能」との言葉を一回言ってしまいました。口論での一言とはいえ、決して許されないこととして、学校はいじめとの認識の下、保護者による謝罪を含め、厳しく指導しております。それ以後は、このようなことはなかったと確認しております。当該生徒の保健室通学については、転入時より体調不良を理由に休みがちで保健室利用はありましたが、学習は教室で行っており

ました。卒業後の進路は、本人の希望で「高校にはいかない」といっていたと確認しております。定例教育委員会議にて、避難児童生徒に対するいじめ調査の結果で「避難児童生徒に対するいじめは無かった」と報告いたしました。この報告は、調査時に在籍している児童生徒を対象としたものであったため、本事案は含まれていないものをご理解いただければと思います。今後につきましても、被災地からの避難児童生徒に対するいわれの無い誹謗中傷などは、絶対にあってはならないとの認識し、口論中の一言とはいえ、この心ない言葉によって、心に深い傷を負わせたことを、重く受け止め、いじめの防止、更には、思いやりの心を育む教育に一層努めてまいります。なお、現在被災地からの避難児童生徒20名が在籍している学校については、改めて当該する児童生徒への注意深い見守り等を指示いたしました。以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、何かご質問ございますでしょうか。はい、小林委員。

○小林委員

実は、私が1月定例教育委員会で、このいじめは無いかという質問をいたしました。私は、1月に文部科学省の研修会に行きまして、グループで勉強会をしまして、いじめのグループに入って色々とお話を聞いたりいたしました。この様な問題が出たときに、教育委員の方々は、議題または報告または質問という形で、あらかじめ教育委員会に案件を提出することはどうでしょうかと言いましたら、やはり、1週間くらい前にそういったことがあった場合には、教育委員のほうからも案件を議論するように議題の一部に載せていただくというところが多かった。または、ある教育委員会では、私共教育委員会でもやっているように、始まる前に、事前に非常に個人情報に障る事が多いという事もあるのですが、担当部署から説明をいただくというところもありました。やはりそれは、議事録に載せた方がいいというご意見の方が多かった。2月の定例教育委員会の時に、私は、教育長に我々が気がついたところがあったら、教育委員会に報告を求めるとか、議題として出してよろしいかというお話を伺いましたら、教育長は、よろしいですよということでおっしゃいました。議案は教育総務課が作るというお話だったので、今回は、私から教育総務課長に連絡をして、議題または報告という形でも出していただけないかということで、あえて私からお願いした経緯があります。というのは、私が1月定例教育委員会で、いじめは無いかという質問をして、いじめはないとの回答でした。それで、初めて朝日新聞でいじめの件を知りました。これは、どういう経緯にしろ、報告が間違いではないかと思いました。私としては、例えば指導課長または学校教育部次長や誰かから、教育委員に経緯を説明すべきであったのではないかと、定例教育委員会ではないと言

って、市議会ではいじめがあったという回答をしているのですから、ある意味では、教育委員会を軽視しているのではないかと思いました。しかし、数日待っていても、実はこうだったなどの、釈明するようなお話は何もありませんでしたので、金曜日にもう一度、こういうことは議事録に載せるべきですし、私から教育総務課長にお電話いたしました。そうしましたら、学校教育部次長、以下3名で説明にいらっしゃいましたが、私は非常に不満と思いました。そういうことがあった以上は、自ら実はこうであったと経緯を説明に来てしかるべきだったと思います。いらしたのは、教育長がおっしゃったからかもしれませんが、前置きが長いですけれども、まず、今いる20名はなんでもないという答えだったのですけれども、震災から6年経つわけですから、その間に転入してきて卒業してしまった子、今回の事例もそうですけれども、そういった事例もあるわけですから、調査をすることになったらそこまでやるべきだったと思います。そして、この事案については、現場の校長は把握していたわけですよ。以前この様な事があったのだという報告もなされないということが、教育委員会と現場とのしっかりした意思疎通が取れていない、しっかりとお互いの報告をする仕事ができなかったのではないかと、私はそう思います。そしてひとつは、過去の事例であっても綿密に調査をすればできたことではないか。それから、学校の校長も実はこのような案件があったということをきちんと報告すべきであったと思います。これからもこの様な事例は出てくる可能性があると思います。もう少しお互いに真摯に向き合ってこういう案件に取り組んで欲しいと思います。つまり、教育委員会で何でもないという回答で、市議会では質問に対していじめはあったと答えている。教育委員会に対して私がこういう風に言うまでは、実はこういう事でこうなってしまったという様な説明もなかったということは、私としては非常に残念だと思います。そのことだけお話させていただきました。それから、私のところにいらした時も、今日も指導課長の話ですと、その子はもともと進学の意味がなかった、いじめが原因ではないという事でしたけれども、それは、学校側がそのように片付けたい気持ちもあるでしょうし、その子どもにとってどれだけ影響したかが本当は分からないと思います。そういう事を考えて、これからも、福島の問題だけではなくて、特にいじめに関してはいしっかりと向き合っていただきたいと思います。以上です。

○五十嵐委員

他には何かございますか。はい、学校教育部次長。

○学校教育部次長

はい、学校教育部次長です。私の方の判断で、実際にご報告した内容と、答弁に際して調べた結果に、齟齬が生じている理由について、説明を迅速に

行うべきであったことは、私の判断ミスでございました。申し訳ありませんでした。また、学校との風通しにつきましても、今後の課題として取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。それでは終了いたします。よろしくお願いいたします。

○教育長

それでは、これをもちまして、平成29年3月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後3時45分閉会)